

### Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて (安心・協働・共生 分野)



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 危機に対する体制・都市基盤の強化
-----	--------------------

施策主管課	危機管理課	総合計画 記載頁	123ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対策が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、様々な危機が発生した場合に、適切に行動ができるようになっています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価	
	産出指標	防災出前講座の参加人数(人)	単年度 目標値	1,280	1,460	1,640	1,820	2,000		A		施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)		基準値 (H29)	3.8%	30.8%	34.6%	17.7%	4.2%
基準値 (H29)			1110	実績値	2,260				H30			3.9%	25.6%	29.5%	17.4%	7.0%	37.4%		
目標値 (R4)		2,000	単年度の 達成度	176.6%				R1											
水道基幹管路の耐震適合率 (%)		単年度 目標値	50.2	51.2	52.1	53	54	B	R2										
		基準値 (H28)	49.3	実績値	49.7				R3										
目標値 (R4)		54	単年度の 達成度	99.0%				R4											
成果指標	想定避難者数に対する防災 物品の整備率(%)	単年度 目標値	97.6	98.2	98.8	99.4	100.0	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								B		
		基準値 (H28)	97	実績値	100.0														
	目標値 (R4)	100	単年度の 達成度	102.5%				【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ			
	単年度 目標値						中核市平均												
基準値 (H29)		実績値					本市実績								指標 評価				
目標値 (R4)		単年度の 達成度					本市順位												

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	C
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析				総合評価
施策を取り 巻く環境等	・東日本大震災以降も熊本地震や西日本豪雨など大規模な自然災害が発生しており、防災情報の住民への伝達手段や避難のタイミング、被災地における避難所運営、支援物資の運搬・集積など様々な課題が明らかになってきており、国では「災害対策基本法」の改正や「防災基本計画」の改訂、県では「地域防災計画」の改訂などが行われている。本市においてもこれらに対応するため、平成30年3月に女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実などを踏まえた「宇都宮市地域防災計画」を改訂したところであり、今後は災害時広域受援に係る体制の強化を図っていく必要がある。			85点
施策指標	市民満足度	・防災物品の計画的な備蓄や水道基幹管路、橋梁の計画的な耐震化などに取り組んできたが、全国で大規模な自然災害が発生しており、災害など各種危機に対する市民意識の変化や期待感の高まりなどが市民満足度に反映されていると考えられる。		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	総合防災訓練		総合的な危機管理体制の充実	・市民(自主防災会、自治会、学生、ボランティアなど)、防災機関(自衛隊、警察など) ・事業者(協定締結企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	計画どおり	2,748	S61		【①防災関係機関との連携強化及び地域防災力強化の推進】 本市の総合防災訓練において、地震から身を守る訓練や自主防災組織が中心となった避難所設営訓練を行うなど、地元自治会をはじめとした市民の積極的な参加により、市民が災害時に取るべき行動や役割を啓発することができた。また、協定を締結した事業者によるドローンを活用した災害情報収集・伝達訓練を行うなど、関係機関との連携を確認できた。  【②地域防災力の更なる強化】 市民をはじめ、防災関係機関や事業者などと連携し、継続して総合防災訓練を実施することで、地域防災力の更なる強化を図る。また、避難所開設運営に係るガイドラインを作成することなどにより、円滑な避難所運営が図れるよう努める。
2	防災備蓄整備事業		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	16,472	S61		【①備蓄体制の充実強化に向けた計画の策定】 「宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品・資器材等の備蓄を行った。また、国の指針や「宇都宮市地域防災計画」を踏まえ、避難所のエネルギー(電気、燃料)の確保やプライバシーの確保、衛生環境の確保などを柱として、備蓄物資の計画的な調達・更新を行う「第2次防災備蓄・調達計画」を策定した。  【②第2次防災備蓄・調達計画の着実な推進】 「第2次防災備蓄・調達計画」に基づき、備蓄・調達を着実に推進する。
3	急傾斜地対策費	好循環P戦略事業	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	・市内全域の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画どおり	6,988	S47		①【急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】 ・平成30年度は、6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環で、住民参加(49名)による実践的な訓練を行い、急傾斜地崩壊危険区域住民の土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上が図られた。 また、土砂災害の未然防止と市民の安全安心を確保するため、急傾斜地崩壊危険箇所の早期整備について、県に要望し事業推進に努めた。  ②【関係機関と連携した防災対策の実施】 ・今後も、防災意識の更なる高揚を図るため、引き続き、「土砂災害・全国統一防災訓練」や「危険箇所合同点検」を実施するなど、関係機関及び地域住民との連携に努めるとともに、急傾斜地の危険箇所を事前に把握するため、関係課と連携し、点検を実施していく。
4	上水道施設の耐震化	戦略事業	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	水道利用者	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	550,441	H19		①【基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】 ・「宇都宮市上下水道施設耐震化基本計画」に基づき、立伏配水場などの耐震性の把握や導水管などの耐震化を実施することができた。  ②【耐震化の計画的な推進】 ・地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進める。
5	橋りょう維持修繕事業	好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	173,992	H13		①【橋りょうの耐震化・長寿命化】 ・平成30年度は、橋りょうの定期点検を実施したほか、緊急輸送道路等の道路ネットワークにおける橋りょうの耐震化や長寿命化工事を着実に進めることができた。  ②【計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】 ・今後も引き続き、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実に、その結果を反映させ、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・施策指標である「防災出前講座の参加人数」や「水道基幹管路の耐震適合率」、「想定避難者数に対する防災物品の整備率」は順調に推移しているものの、全国で大規模な自然災害が発生しており、災害など各種危機に対する市民意識の変化や期待感の高まりなどが施策への市民満足度に反映されていると考えられることから、防災物品の備蓄や急傾斜地対策、水道基幹管路・橋りょうの耐震化などの推進により、災害発生時でも市民の生命や財産が守られ、都市機能が喪失しないよう、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</p> <p>・避難所生活が長期化した場合においても、一定の生活環境を確保する必要がある。</p> <p>・平成30年7月の西日本豪雨において、情報を受けても避難行動につながらず逃げ遅れたケースが多数発生したことから、住民に対する適切な情報伝達を行うのはもちろんのこと、情報を受けてから適切な避難行動につながるよう周知・啓発していく必要がある。</p>	<p>・災害発生時でも市民の生命や財産が守られ、都市機能が喪失しない、災害に強いまちづくりを目指すため、防災物品の計画的な備蓄を進めたり、急傾斜地の点検の実施、水道基幹管路や橋りょうの耐震化などを計画的に進める。また、防災の基本は、自らの命は自ら守るという「自助」、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」であり、地域防災力を向上させるうえで住民の意識醸成は大変重要であることから出前講座など様々な機会をとりて周知・啓発を図っていく。これらハード、ソフトそれぞれの対策を効果的に組み合わせることにより、防災対策を推進する。</p> <p>・避難所運営については、災害発生時に避難所の開設や運営に係る統一的な手順等を示したガイドラインを作成し、誰もが避難所を開設・運営できる体制の構築を目指す。また、国の指針や「宇都宮市地域防災計画」を踏まえ、避難所のエネルギー(電気、燃料)の確保やプライバシーの確保、衛生環境の確保などを柱として、備蓄物資の計画的な調達・更新を図る「第2次防災備蓄・調達計画」を策定したことから、今後は計画に基づく着実な備蓄物資の調達・更新を行っていく。</p> <p>・災害時に避難情報などの必要な情報が自動的に配信される「緊急告知機能付防災ラジオ」の普及を図り、携帯電話などを持たない人でも同様の情報が受信できる環境を構築するとともに、適切な避難につながるよう防災出前講座や「わが家の防災マニュアル」など様々な機会や手段を活用し、情報受信後に適切な避難につながるよう周知・啓発を行っていく。</p>

令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 総合的な治水・雨水対策の推進
-----	------------------

施策主管課	河川課	総合計画 記載頁	123ページ
-------	-----	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9	危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識をもって防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対応が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	---	----------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	治水・雨水対策が進み、市民の安全性が向上しています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	公共雨水施設の雨水貯留施設の設置容量(m <sup>3</sup> )	単年度目標値	1,794	1,794	1,794	1,794	1,993		A		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	7.2%	32.4%	39.6%	19.5%	5.4%
基準値(H28)		1,794m <sup>3</sup>	実績値	1,794				H30	3.4%			25.1%	28.5%	23.7%	7.2%	34.5%		
目標値(R4)		1,993m <sup>3</sup>	単年度の達成度	100.0%				R1										
基準値(H29)			実績値					R2										
目標値(R4)			単年度の達成度					R3										
			単年度目標値					R4										
成果指標	河川の整備率(都市河川・準用河川)	単年度目標値	62.0%	62.2%	62.3%	62.6%	62.8%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	基準値(H28)	61.6%	実績値	62.3%														
	目標値(R4)	62.8%	単年度の達成度	100.5%														
	公共下水道雨水幹線整備率	単年度目標値	56.1%	55.6%	56.7%	57.3%	57.9%	B										
	基準値(H29)	55.1%	実績値	55.6%														
	目標値(R4)	57.9%	単年度の達成度	99.1%														

※〔① 施策指標〕の単年度の達成度の計算について	
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	中核市平均						
	本市実績						
	本市順位						
※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A	
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B	
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	C	
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価がある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B	

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の異常気象による局所的な集中豪雨や台風時に溢水・浸水被害が発生しており、早急な対策が求められている。</li> <li>市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」を平成30年度に策定した。</li> <li>平成29年度に鬼怒川の洪水ハザードマップを、平成30年度に姿川・田川の洪水ハザードマップをそれぞれ改訂し、市民の防災意識の高揚などに努めた。</li> </ul>	80点

施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、計画的に「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などに取り組んだ結果、施策指標について概ね目標値を達成する進捗となった。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などに計画的に取り組んでいるが、未改修・未整備区間においては、局所的豪雨時に溢水・浸水被害などが発生していることなどから市民満足度の向上につなげていないものと考えられる。</li> <li>今後も着実に「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などに取り組んでいくことで、溢水・浸水被害などの解消・軽減を図り、市民満足度の向上につなげたい。</li> </ul>	概ね順調
------	---	-------	---	------

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何を)	取組(何を)					
1	都市基盤河川整備事業	好循環P 戦略事業	御用川・奈坪川のいっ水被害の解消	・流域に居住する市民、 地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	586,397	H3		<p>①【いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は、奈坪川の駅東地区において、トンネル流入水路工事と除塵機設置工事を計画的に実施したことで、トンネルの供用開始をすることができた。</li> </ul> <p>②【いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区の被害解消に向け、下流部の競輪場通り橋梁工事を、道路交通の安全を確保しながら円滑に実施していく。</li> <li>・引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国や県の補助金などの財源を活用しつつ、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。</li> </ul>
2	準用河川等整備事業	好循環P 戦略事業	準用河川・普通河川のいっ水被害の解消	・流域に居住する市民、 地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	857,092	S47		<p>①【いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は、土地区画整理事業の進捗と連携を図りながら準用河川越戸川バイパス工事を推進したほか、準用河川山下山川の改修工事、準用河川新川江曾島調節池の整備、普通河川給分川の改修工事を実施するなど、一定区間におけるいっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施することができた。</li> </ul> <p>②【いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、土地区画整理事業地内の産業通りの暫定2車線開通に向け、土地区画整理事業との連携を図りながら越戸川バイパス工事を推進していくほか、今年度末の新川江曾島調節池の暫定供用開始に向けた分水路の整備、山下山川や給分川の改修工事などに取り組んでいく。</li> <li>・引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国の補助金などの財源確保に努め、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。</li> </ul>
3	公共下水道雨水整備計画の推進	戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区 (市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画どおり	337,704	H12		<p>①【浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は、「公共下水道雨水整備計画改定計画」に基づき、計画的な雨水幹線の整備により、浸水被害の軽減を図ることができた。</li> </ul> <p>②【雨水幹線の計画的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、平成30年度に策定した「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備を実施していく。</li> </ul>
4	雨水流出抑制対策の推進	戦略事業	雨水貯留浸透施設設置の促進	市街化区域に住宅を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3 (限度額あり)を補助	計画どおり	1,756	H14		<p>①【設置基数の減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、各年度の設置基数が減少傾向であることから、その要因を明らかにし、現制度を推進していくとともに、市民が自ら浸水対策に取り組むなど、市民協働による浸水対策を推進するための啓発や新たな取組が必要になっている。</li> </ul> <p>②【雨水貯留浸透施設設置費補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共下水道雨水整備改定計画 後期計画」に基づき、新たな取組として、家庭で出来る宅内雨水流出抑制事例のPRや、現行の補助制度についてのアンケートを行い、課題の抽出、及びその対応策を検討する。</li> <li>・また、令和元年度から新たに設定された重点6排水区において雨水流出抑制に関する周知啓発活動の強化を図る。</li> </ul>
5	道路排水施設整備事業	好循環P 戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	道路排水施設の整備	計画どおり	67,929	H15		<p>①【被害軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は、道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの現況調査を行うとともに、その結果に基づいた冠水の軽減対策を実施することができた。</li> </ul> <p>②【庁内関係課との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、総合的な治水・雨水対策を推進するため、河川や下水道事業との連携を更に深め、効果的・効率的な冠水の軽減策に取り組むとともに、道路冠水箇所の未調査箇所において、現況調査に基づく軽減対策検討のほか、透水性舗装や浸透樹整備による軽減対策を実施する。</li> </ul>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・近年の異常気象により、局所的な集中豪雨や台風時に溢水・浸水などの被害が発生しており、早期の被害解消が求められていることから、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課の更なる連携強化が必要となる。</p> <p>・計画的な対策を推進するため、国や県の補助制度を活用し必要な財源を確保する必要がある。</p>	<p>・台風や集中豪雨による溢水・浸水などの被害を解消・軽減するため、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して計画的に対策を推進していく。</p> <p>・国や県の補助金を確保するため、国・県などの関係機関へ更なる働きかけを行っていく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消防・救急体制の充実
-----	--------------

施策主管課	消防局総務課	総合計画 記載頁	123ページ
-------	--------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9	危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に応急対策が行われる、災害などに強いまちができています。
------	-----------------------	-------	---	----------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	迅速・的確な消防・救急体制が整っており、災害による被害の軽減と救命効果の向上が図られています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	上級救命講習・普通救命講習受講者数(累計)	単年度目標値	70,554	74,584	78,614	82,644	86,674		A		施策の満足度(%) ("満足"と"やや満足"の合計)	基準値 (H28)	12.3%	34.0%	46.3%	11.1%	2.6%
基準値(H28)		62,494	実績値	70,691				H30	10.4%			33.6%	44.0%	10.4%	3.6%	35.0%		
目標値(R4)		86,674	単年度の達成度	100.2%				R1										
			単年度目標値					R2										
成果指標	「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数	単年度目標値	57	62	67	72	77	A	<p>③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照</p>	B								
	基準値(H28)	47	実績値	57														
	目標値(R4)	77	単年度の達成度	100.0%														
			単年度目標値															
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ									
		火災発生件数/市民1万人		中核市平均	2.59													
				本市実績	2.66													
				本市順位	33位/54市中													
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出 指標	A									
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果 指標	A									
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民 満足	B									
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成 事業	B									

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	・各地で頻発する土砂災害・豪雨災害、さらには発生が危惧される大規模地震や各種事態への対応が求められているテロ災害、武力攻撃災害など、複雑多様化・大規模化する災害への的確な対策対応が求められる。 ・社会環境の変化に伴う救急件数の増加など、増大する消防需要への迅速・的確な対応が求められている。	90点
施策指標	・救命効果の一層の向上を図るため、応急手当の普及啓発を推進しているところであり、市民に対する普及講習の開催や指導者の派遣を実施したことにより、上級救命講習・普通救命講習受講者数(累計)が平成30年度の目標値を上回った。 ・消防団員は、減少傾向にあり団員数の確保や約7割が被雇用者である現況に鑑み、消防団に入団しやすく活動しやすい環境整備が求められているところであり、事業所などに消防団活動に対する理解と協力を働きかけたこと等により、「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数が平成30年度の目標値に達した。	市民満足度 順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消防力の整備検討		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	・施設整備方針を策定するための現状分析と課題抽出 ・施設整備のあり方の検討	計画どおり	0	H27		①【消防施設の整備に係る方向性をまとめた「宇都宮市消防施設整備方針」の策定】 ・将来にわたり効果的・効率的に消防施設が機能できるよう、消防施設整備における課題について整理・検討し、施設整備の方向性として「宇都宮市消防施設整備方針」を策定した。 ②【整備方針を踏まえた「(仮称)消防施設整備計画」の策定】 ・引き続き、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定に係る検討を行う。
2	消防施設整備事業		消防団施設・車両・資器材の整備	市民	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	88,485	S24		①【消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】 ・将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ滞りなく行うことができた。一方で耐震化が図られていない詰所が数多く残存していることから、事業費の削減を図りながら年間更新棟数を増加し、耐震化を促進させていく必要がある。 ②【消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 ・消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。
3	普及啓発事業		災害時における地域防災力を強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・各地区自主防災会等訓練の開催 ・自主防災連絡会議の開催	計画どおり	543	H4		①【防災リーダーの育成・支援】 ・研修会を開催し、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーを育成するとともに、地域や企業、事業所等ににおける防災リーダーの活動支援を行うことで地域の防災力を強化し、事業の目的を達成することができた。 ②【自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 ・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓発事業を推進していく。
4	消防車両購入費		消防力の充実強化	消防車両	計画的な消防車両の更新	計画どおり	192,153	S24		①【計画的な消防車両の更新による機能の高度化】 ・予定していた車両10台の更新を着実に実施したことで、消防車両の機能の確保と高度化を図った。 ②【計画的な消防車両の整備】 ・確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動などを積極的に行いながら、今後も計画的な車両の更新を推進する。
5	水防訓練事業		災害活動時における関係機関との連携強化及び作業能力、技術の向上	市民、消防職員、消防団員、関係機関(国、県、町)	水防訓練の実施	計画どおり	2,589	S35		①【新たな連携による水防体制の充実・強化】 ・消防職員及び栃木県消防防災航空隊の連携により、陸・空の立体的な訓練を実施し、水防体制の充実、強化が図れた。 ・また、一般社団法人 栃木県測量設計業協会との協定締結により、災害時における無人航空機(ドローン)による情報収集が可能となったことから、今後の訓練に組み入れていく必要がある。 ②【計画的な訓練の実施と新たな技術の導入】 ・今後の水防訓練では、これまでの連携活動に加え、ドローンを活用した情報収集訓練等を実施し、その有効性を検証すると共に、引き続き、市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・近年、災害が複雑多様化・大規模化し、消防に対する市民の期待はますます高まっていること、また国及び県管理河川の洪水浸水想定区域が拡大し、想定区域内に消防施設が立地することとなったことを踏まえ、消防施設の配置や必要とする機能について検討し、計画的に消防施設整備を推進する必要がある。</p> <p>・災害による被害の軽減には、地域防災の要である消防団の存在が必要不可欠であり、団員の減少や被雇用者団員の増加という消防団を取巻く環境の変化に合わせて、入団しやすい環境の整備が必要である。また、消防団詰所は防災の重要な拠点であるが、現行耐震基準施行以前に建築された詰所が数多く存在しているため、耐震化のための改築を進める必要がある。</p> <p>・東日本大震災や熊本地震など、未曾有の大災害や頻発する自然災害などにより、地域防災力の重要性が増大している中、災害時において被害を最小限度にとどめるため、地域における自主防災活動のさらなる支援が必要である。</p> <p>・市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図るため、市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取組んでいく必要がある。</p>	<p>・「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画と整合を図りながら、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定にかかる検討を推進していく。</p> <p>・消防団活動について、事業所などに理解と協力を働きかけるなど、年齢や性別、雇用形態に捉われず、あらゆる市民が消防団に入団しやすい環境を整備していく。また、未耐震の消防団詰所を計画的に改築していく。</p> <p>・自助と共助精神のもと、地域の特性に応じた実効性のある防災活動を行う住民主導の防災組織となるよう、防災リーダー育成のための研修会を開催するなど、自主防災会への支援を引き続き行っていく。</p> <p>・応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普及講習の開催や指導者の派遣を引き続き実施していく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 防犯対策の充実
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪のない地域社会が構築されています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	防犯講習会の受講者数	単年度 目標値	10,400	10,800	11,200	11,600	12,000人以上		B		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	8.9%	34.6%	43.5%	22.3%	6.4%
基準値 (H28)		9,558人	実績値	8,244				H30	6.0%			31.9%	37.9%	23.9%	7.0%	25.8%		
目標値 (R4)		12,000人以上	単年度の 達成度	79.3%				R1										
			単年度 目標値					R2										
成果指標	刑法犯認知件数	単年度 目標値	3,620	3,390	3,160	2,930	2,700件以下	A	<p>③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照</p>	B								
	基準値 (H28)	4,071件	実績値	3,589							R3							
	目標値 (R4)	2,700件以下	単年度の 達成度	100.9%							R4							
			単年度 目標値															
【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	<p>中核市水準比較</p>	中核市平均		7.4					<p>評価の 組合せ</p>		
	刑法犯認知件数/市民1千人		本市実績	7.8						本市順位	34位/54市中							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	B
② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価がある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析			総合評価	
施策を取り 巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の刑法犯認知件数は、過去最多であった平成14年をピークとし減少傾向にある中、自動車盗の認知件数においても、盗難防止装置の普及や防犯意識の向上により平成15年をピークに減少しているものの、「リレーアタック」など盗難防止装置の弱点をつく新たな犯罪手口に対し、適切な対策を講じることが求められている。</li> <li>県の刑法犯認知件数は、過去最多であった平成15年から約3分の1まで減少しているものの、県の世論調査によると、「治安が良い」と回答する割合が同水準での推移に留まっており、県民における体感治安の向上が求められている。</li> <li>情報通信技術の普及・進展に伴い、全国的にSNSを悪用した犯罪に巻き込まれる中高生が増えており、警察庁において、関係機関・団体等と連携したフィルタリングの啓発活動が行われるなど、取組が強化されている。</li> </ul>		80点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境点検や防犯パトロールの実施など地域の自主的な活動に対する支援とともに、その活動を補完する「防犯灯・防犯カメラ」の設置促進等の環境整備に取り組んできたことなどにより、刑法犯認知件数減少の成果が得られた。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、犯罪発生状況に占める割合の高い「車上ねらい」や「自動車盗」に加え、SNSを悪用した犯罪への対応が求められていることから、施策の満足度が低下しているものと考えられる。</li> </ul>	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

政評	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防犯灯設置等・管理補助金		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	262,381	S42		①【LED化率の向上】 ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が前年度の73.2%から85.5%となり、LED化が着実に進んでいる。また、電気料金につき、従来の算出方法から見直しがあったものの、適正な補助金の支出により、自治会等の活動を支援することができたことから、事業の目的を一定程度達成することができた。なお、平成31年度にLED化率が90%を超える見込みであることを踏まえ、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて検討する必要がある。 ②【LED化の促進と補助制度見直しの検討】 ・LED化の進捗が遅い自治会等に対する促進とともに、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて、宇都宮市自治会連合会と調整を図りながら検討していく。
2	防犯講習会開催事業		市民の防犯意識の向上と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画どおり	592	H17		①【防犯講習会実施回数及び受講者数の増加】 ・開催回数、受講者数ともに前年度を上回るなど、防犯意識の向上や防犯知識の普及に努めることができたことから、事業の目的を一定程度達成することができた。なお、防犯意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要である。 ②【防犯講習会の実施】 ・防犯意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要であることから、開催に当たり引き続き自治会や学校等と連携を図りながら、「防犯講習会」を実施していく。
3	暴力団排除対策事業		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの排除に係る広報	計画どおり	99	H23		①【青少年への教育の実施】 ・早期の暴力団排除に関する意識啓発を図るため、市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することで意識啓発に努めたことから、事業の目的を一定程度達成することができた。なお、暴力団の排除に関する意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要である。 ②【市民への広報や青少年への教育等の実施】 ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。
4	地域防犯活動促進事業		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	市民・事業者	・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催 ・全市一斉防犯活動の推進	計画どおり	105	H17		①【連絡会議の開催及び環境点検活動の実施支援】 ・地域・警察・市が参加し相互の活動情報を共有化する「地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、自主防犯団体の横のつながりの強化に努めた。また、地域まちづくり組織が中心となり、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う「環境点検活動」の実施支援に取り組んだことから、事業の目的を一定程度達成することができた。なお、地域住民による自主防犯活動の実施にあたっては、継続的な支援が必要である。 ②【自主防犯活動への継続的な支援の実施】 ・地域住民による自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、連携会議の開催や環境点検活動等の取組支援に取り組んでいく。
5	防犯カメラ設置等・管理補助金		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会及び連合自治会	・補助金の交付(重点地区における設置補助率の加算・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	19,049	H27		①【設置団体数の増加】 ・平成29年度の設置団体22団体に対し、平成30年度は24団体の設置があり、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進されたことから、事業の目的を一定程度達成することができた。なお、防犯カメラ設置は犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、補助制度の周知を図る必要がある。 ②【自治会及び連合自治会への制度周知】 ・犯罪の未然防止等に効果が期待できる防犯カメラ設置等補助制度の周知のため、宇都宮市自治会連合会と連携を図りながら広報に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・本市の刑法犯認知件数は年々減少し、過去最多であった平成15年から約3分の1に減少しているが、犯罪発生状況における「車上ねらい」や「自動車盗」の占める割合は増加していることから、本市の特性に応じた対策を講じる必要がある。</p> <p>・情報通信技術の普及・進展に伴い、全国的にSNSを悪用した犯罪被害に遭う中高生が増加していることから、本市においても年齢層に応じた対策を講じる必要がある。</p> <p>・超高齢社会の到来に伴い、自主防犯活動団体等の高齢化の問題が顕在化していることから、団体の活動維持に向けた持続的かつ効果的な支援に取り組む必要がある。</p>	<p>・本市の犯罪発生状況の特性などに対応した更なる防犯対策を推進するため、(仮称)第4次宇都宮市防犯対策推進計画を策定していく中で、関係機関との意見交換等を行いながら、発生割合の高い犯罪などに対する施策事業を検討していくとともに、個人の防犯力を高める取組や自主防犯活動団体等に対する補助制度による支援などの各種事業を引き続き実施していく。</p>

令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	交通安全対策の充実
-----	---	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ	「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	---	---------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が高い交通安全意識を持ち、安全に安心して道路を利用できる環境が整っています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	交通安全教室受講者数(人)	単年度 目標値	64,200	64,400	64,600	64,800			65,000	B		施策の満足度(%) ("満足"と"やや満足"の合計)	基準値 (H29)	9.9%	32.0%	41.9%	
基準値 (H28)		63,908	実績値	62,639				H30	4.8%	30.2%			35.0%	28.3%	10.6%	20.5%		
目標値 (R4)		65,000	単年度の 達成度	97.6%				R1										
			単年度の 目標値					R2										
成果指標	交通事故発生件数(件)	単年度 目標値	1,690	1,640	1,590	1,540	1,500件以下	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	基準値 (H28)	1,738	実績値	1,497							R3							
	目標値 (R4)	1,500件以下	単年度の 達成度	112.9%							R4							
			単年度の 目標値															
【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ	中核市水準 比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	指標 評価	
	人口10万人当たり交通事故発生件数(件) ※上位が少ない。		中核市平均	362							本市実績	286						
			本市順位	18位/54市中														

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	B
② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価がある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り 巻く環境等	・平成30年の全国における交通事故発生件数は前年比▲8.8%となり、14年連続で減少するとともに、死者数、負傷者数についても過去最小値となったが、全国的に高齢ドライバーによる重大な事故が発生し問題となっており、今後も高齢化の進行に伴い、こうした事故の増加が懸念されている。 ・国においては、「自転車活用推進法」(平成29年5月施行)に基づき、平成30年6月に「自転車活用推進計画」が策定され、自転車事故のない安全で安心な社会の実現が目標に掲げられており、引き続き自転車の安全利用の促進に向けた取組が求められている。	80点
施策指標	・幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を充実するとともに、自転車走行環境の計画的な整備に取り組んだことなどにより、本市の交通事故発生件数は減少傾向にあり、平成30年においては昭和45年以降の過去最小値となった。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	6,962	S49		<p>①【交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不慣れた道路を通行する中学校・高校1年生に対する自転車安全利用チラシを活用した教育を新たに実施することにより、交通ルールの遵守やマナーの向上につなげることができた。</li> <li>・引き続き、交通安全教育の充実に努め、市民の交通ルール遵守、マナー向上を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>②【民間企業と連携した教室開催と自転車走行空間の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに民間企業と連携しながら、中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、チラシを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組んでいく。</li> </ul>
2	交通安全運動の推進		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	931	S45	独自性	<p>①【市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の減少に向け、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、効果的に交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。</li> <li>・引き続き、効果的な交通安全運動等の実施により、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>②【地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全運動期間に、地域や警察、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。</li> </ul>
3	交通安全施設整備事業		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	137,456	S45		<p>①【交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度も引き続き、交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるよう区画線の更新や道路反射鏡の設置など様々な交通安全施設の整備を実施した。</li> </ul> <p>②【計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等の安全対策について、引き続き通学路合同点検等の結果や市民からの要望を踏まえつつ、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで計画的に整備していく。</li> </ul>
4	自転車走行環境整備事業	好循環P	自転車利用環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面表示	計画どおり	89,771	H17	トップクラス	<p>①【安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車走行空間や山田川サイクリングロードの整備を行い、整備地域における自転車利用環境の充実が図られた。</li> </ul> <p>②【計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、引き続き、国・県などと連携し、連続性を考慮した自転車走行空間やサイクリングロードの整備を計画的に推進していく。</li> </ul>
5	自転車放置防止対策事業		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	2,491	S63		<p>①【放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度は、放置防止指導や市内高等学校等への周知などにより、自転車の放置禁止区域等の周知及び駐輪場の利用促進を図った。</li> <li>・放置自転車対策として、平日昼間に撤去を行う「即時撤去」を試験的に実施し、放置台数が減少するなど一定の効果が見られた。</li> </ul> <p>②【放置禁止区域等周知及び適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、定期的な「即時撤去」を本格的に実施し、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るとともに、周辺の駐輪場の案内を行うことでの利用率の向上を図っていく。</li> <li>・放置禁止区域等について現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。</li> </ul>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は年々増加し、高齢ドライバーの事故が社会問題となっていることから、高齢ドライバーの交通事故防止に向けた取組を推進していく必要がある。</p> <p>・交通事故全体に占める自転車事故の割合が上がっていることから、自転車の安全利用の推進に向け、世代別人口当たりの自転車事故当事者が多い高校生や中学生への更なる対策が必要であるとともに、自転車走行空間の整備について、引き続き連続性に配慮しながら推進していく必要がある。</p>	<p>・高齢者を対象として、自身の反応速度を測定できる機器を活用した交通安全教室を開催するとともに、高齢ドライバーとその家族向けの啓発パンフレットを作成・配布するなど、高齢者の交通安全対策の推進に取り組んでいく。</p> <p>・民間企業と連携しながら、中学生を対象とした自転車安全利用教育の充実に努めるとともに、安全で快適な自転車走行環境を確保するため、国・県と連携強化を図り、連続的な自転車走行空間の整備に取り組むなど、自転車の安全利用を推進していく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消費生活の向上
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心な消費生活を送っています。
------	-----------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	消費生活出前講座の受講者数(人)	単年度目標値	4,230	4,297	4,365	4,432			4,500	A		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	6.6%	29.8%	36.4%	
基準値(H28)		4,162	実績値	4,952				H30	4.1%	29.7%			33.8%	17.6%	5.8%	36.0%		
目標値(R4)		4,500	単年度の達成度	117.1%				R1										
基準値(H29)			実績値					R2										
目標値(R4)			単年度の達成度					R3										
			単年度目標値					R4										
成果指標	消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合(%)	単年度目標値	99.1	99.3	99.6	99.8	100.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	中核市水準比較 消費生活相談件数/消費生活相談員数(件) 中核市平均 462.36 本市実績 339.77 本市順位 14位/54市中	H30							評価の 組合せ 指標 評価
	基準値(H28)	98.9	実績値	97.7														
	目標値(R4)	100.0	単年度の達成度	98.6%														
	基準値(H29)		実績値															
	目標値(H34)		単年度の達成度															
			単年度目標値															

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析		総合評価	
施策を取り巻く環境等	・急速な高齢化の進行や高度情報化の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けており、また、電力自由化など、社会の新たな潮流に便乗した詐欺的商法も次々登場するなど、消費生活に係る相談内容は複雑・多様化している。 ・平成30(2018)年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4(2022)年4月1日施行に伴い、18歳から親権者の同意なしで契約を結ぶようになることから、契約トラブルなどの消費者被害の拡大が懸念される。	85点	
施策指標	・「消費生活出前講座の受講者数」については、高齢者や若年層を対象に、地域や教育機関等と連携しながら出前講座を実施したことにより、目標値を上回った。 ・「消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合」は、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会や相談事例研究会を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談への対応が可能となり、前年度と同水準となった。	市民満足度 ・消費者意識の高まりや消費者問題が複雑・多様化する中、相談窓口を年末年始を除いて毎日開設し、5,000件を超える消費生活相談に適切に対応していることに加え、きめ細かな広報・啓発活動により、市民満足度は前年度と同水準の評価を得られている。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消費生活相談事業		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画どおり	582	S56	先駆的トップクラス	①【複雑・多様化する相談に対応】 ・関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会や相談事例研究会を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応することができた。 ・引き続き、最新のトラブル事例や今後の相談傾向を把握していく必要がある。 ②【相談員の資質の一層の向上】 ・複雑・多様化する相談に対応するため、引き続き、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていく。
2	消費者教育・啓発事業		消費生活の安全確保	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・家庭科副読本の配布 ・広報紙、新聞広告等による情報提供	計画どおり	3,660	S52		①【消費生活に関する最新の知識の普及、被害に遭わないための啓発】 ・消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及、被害に遭わないための啓発を行った。 ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行っていく必要がある。 ②【様々な機会を捉えた啓発事業の実施】 引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。また、令和4年からの成年年齢の引き下げに向けて、親世代への啓発に取り組むとともに、若年層への消費者教育の効果的な手法を検討していく。
3	消費者取引適正化事業		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画どおり	24	H12		①【計画的かつ効率的な立入検査の実施】 ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して特定された商品の取引状況について、計画的かつ効率的に立入検査を実施した。 ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施する必要がある。 ②【計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】 引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努める。
4	特殊詐欺対策事業		特殊詐欺被害の未然防止	消費者、事業者	・「特殊詐欺撃退機器貸出事業」の実施 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施	計画どおり	870	H28		①【「特殊詐欺撃退機器貸出事業」や「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施】 ・「特殊詐欺撃退機器貸出事業」や「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施により、被害の未然防止を図った。 ・引き続き、特殊詐欺撃退機器の更なる普及・促進を図る必要がある。 ②【特殊詐欺被害の未然防止の取組強化】 平成31年4月から「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」を実施するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組強化を図っていく。
5	計量器定期検査事業		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく定期検査の実施	計画どおり	902	S28		①【定期検査や立入検査の適正な実施】 ・適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を適正に実施した。 ・引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施していく必要がある。 ②【継続した定期検査や立入検査の実施】 引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施し、計量器の不具合により消費者が不利益を被ることがないように、検査で不合格になった計量器については、修理状況の確認を徹底していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消費生活相談については、最新のトラブル事例や今後の相談傾向を把握し、複雑・多様化する相談内容に対応するため、相談員の資質の一層の向上が求められる。</p> <p>・消費者教育・啓発事業については、複雑・多様化している消費者を取り巻く状況に対応し、消費生活の安全を確保するため、高齢者から若年層まで幅広く、世代に応じた消費者生活に関する知識の普及や啓発を行っていく必要がある。また、2022年からの成年年齢の引き下げに向け、若年層への消費者教育の充実を図る必要がある。</p> <p>・特殊詐欺対策事業については、高齢者の被害の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺撃退機器の更なる普及・促進を図るとともに、引き続き、最新の被害事例を踏まえた未然防止対策を着実に推進していく必要がある。</p>	<p>・消費生活相談については、複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていく。</p> <p>・消費者教育・啓発事業については、高齢者から若年層まで幅広く、世代に応じた消費者生活に関する知識の普及や啓発を行うため、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。また、2022年からの成年年齢の引き下げに向け、若年層への消費者教育の充実を図るため、親世代への啓発に取り組むとともに、若年層への消費者教育の効果的な手法を検討していく。</p> <p>・特殊詐欺対策事業については、特殊詐欺撃退機器の更なる普及・促進を図るため、平成31年4月から「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」を実施するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組強化を図っていく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	④ 食品の安全性の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	事業者、行政が連携して、食品の安全性の確保に努め、市民が安全で安心した食生活を送っています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
	基準値 (H28)	実績値	達成度						満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない					
産出指標	HACCP研修会の事業者参加率(%)	単年度 目標値	60	80	100	100	100	B		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	B			
	単年度 実績値	51					H30			7.2%	37.4%	44.5%	13.1%	1.8%	35.2%				
	単年度 達成度	85.0%					R1			8.2%	32.4%	40.6%	14.0%	3.9%	36.0%				
	単年度 目標値					R2													
成果指標	食中毒の発件数(件)	単年度 目標値	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B			
	単年度 実績値	3.0					R3												
	単年度 達成度	133.3%					R4												
	単年度 目標値																		
【参考指標】	基準値 (H28)	4					中核市水準比較	指標名(単位)							評価の 組合せ				
	単年度 実績値	4以下						中核市平均	2.0					指標					
	単年度 達成度	133.3%						本市実績	1.7										
	単年度 目標値					本市順位		27位/54市中											
基準値 (H29)	実績値					※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)							産出 指標					
単年度 達成度					A: 達成度100%以上 [25点]			B: 達成度70%以上100%未満 [20点]			C: 達成度70%未満 [15点]				B				
単年度 目標値					② 市民意識 調査結果 (満足度)			A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]			B: 前年度同水準(+5pt未満) [20点]					C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]			
単年度 達成度					③ 主要な構成事業の 進捗状況			A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]			B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]					C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]			
単年度 達成度					総合評価			順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]			概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]			やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]			B		

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年6月に改正食品衛生法が公布され、原則として全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化(公布後2年以内に施行)されたことから、市内全ての食品事業者がHACCPを導入する必要がある。</li> <li>近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルスによる食中毒の患者数が依然として最も多い状況にあるとともに、アニサキス食中毒の増加が著しく、事件数が最も多い状況にある。また、国において、生食用牛肉による食中毒防止対策を講じているが、法令で規制されていない鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒が全国で依然として多発している状況である。</li> <li>平成27年4月より施行された新食品表示法は、5年の猶予期間を経て令和2年4月に完全施行されることから、食品事業者に適正な食品表示が求められている。</li> </ul>	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>HACCP導入支援に向け、食品衛生協会や栃木県と連携したHACCPサポートセミナー(年3回)やHACCPをテーマとした講演会(年1回)、食品衛生責任者講習会を開催したほか、HACCP推進ポータルサイトやHACCP相談窓口を開設したことにより、HACCP研修会の事業者参加率は増加した。また、市内食品営業施設の危害度別重点監視などにより、食中毒発件数が減少した。</li> </ul>	市民満足度
<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な腸管出血性大腸菌O157食中毒発生事例など、身近な食に関する事件が発生したことから、市民の満足度はやや低下したものの昨年度と同水準であった。</li> </ul>		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び取去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	1,998	H8		①【監視指導・取去検査の効果的な実施】 ・食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画に基づき危害度別に実施し、市内発生の中食中毒を3件に抑えたとともに、市内流通食品等の取去検査によって、不良食品を排除することで、食品の安全確保が図られた。 ②【効果的な監視及び取去の実施】 ・更なる食品の安全確保の推進のために、昨年度、全国的に発生件数が急増したアニサキス食中毒や患者数が多いノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象として重点的な監視指導を実施する。
2	食品健康危害防止対策		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品製造事業者	・HACCP導入型基準による衛生管理の推進	計画どおり	2,862	H17		①【HACCP導入の促進】 ・大規模事業者対象にHACCP導入支援研修会を開催したことにより、導入済施設が6施設増加し、HACCPによる衛生管理の導入促進が図られた。また、平成30年6月公布の食品衛生法の改正により、全ての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、大規模事業者にはHACCPに基づく衛生管理、小規模事業者(市内食品事業者の約9割)にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められることとなり、より一層の導入支援が課題である。 ②【全ての食品事業者へのHACCP導入の促進】 ・全ての食品事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者への支援を行うとともに、今後は小規模事業者を対象とした業種別説明会を開催する。
3	自主管理体制の強化推進事業		食品事業者の自主衛生管理の向上	食品事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,547	H8		①【食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】 ・食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員等に対する研修会等を開催することにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。 ②【食品衛生協会との連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進】 ・事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。
4	食品安全知識普及啓発事業		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	681	H8		①【食品安全情報の発信】 ・ホームページや情報誌を活用した食品安全情報の発信のほか、各種イベントを開催し、市民へ食に関する正しい情報を提供することにより、アンケート結果では食への安全意識が高まったとの意見もあり、食品安全に関する情報提供の推進が図られた。 ②【市民への衛生知識の普及啓発の推進】 ・更なる食品安全に関する情報提供の推進のために、引き続き出前講座等を開催するほか、子どもの頃から衛生行動が重要であることから、新たに食品衛生協会(手洗いマイスター)や市薬剤師会(学校薬剤師)と連携して地域の学校等において手洗い方法をはじめとした食中毒予防などの手洗い教室を開催する。
5	食品衛生検査事務		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの提供	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,684	H8		①【食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】 ・担当課から依頼された検査について、迅速かつ正確に実施したほか、農産物中の残留農薬の効率的な検査法を確立し、検査項目を拡充することにより、行政指導に必要な検査データを円滑に提供するとともに、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度の向上や多様化・高度化する検査にも対応し、食品の安全性の確保が図られた。 ②【試験検査の充実と調査研究の推進】 ・食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、引き続き、衛生環境試験所運営計画に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、食品中から検出が困難なノロウイルスについて、検出率の向上を図るなど、調査研究に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・平成30年6月公布の改正食品衛生法により、全ての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、大規模事業者にはHACCPに基づく衛生管理、小規模事業者(市内食品事業者の約9割)にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められることとなり、より効果的な手法によりHACCP導入を支援する必要がある。</p> <p>・昨年度、全国的に発生件数が急増したアニサキス食中毒や患者数が多いノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象とした監視指導を実施する必要がある。 また、カンピロバクター食中毒は、鶏肉の生食や加熱不足などによりリスクが高まることから、食品事業者や市民に向けた食中毒対策の更なる周知が必要である。</p> <p>・食に関する情報が氾濫していることから、市民が食に関する正しい知識を選別でき、家庭での食中毒予防のための食品衛生意識の向上が図られるよう、情報提供の推進が必要である。また、市民に対し、事業者が実施しているHACCPによる衛生管理への理解促進を図り、食品に対する市民の安心感を向上させる必要がある。</p>	<p>・全ての食品事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者への支援を行うとともに、食品衛生協会の協力を得ながら小規模事業者を対象とした業種別説明会を開催し、HACCP導入を支援していく。</p> <p>・アニサキス食中毒や患者数が多いノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象として監視指導を計画的かつ重点的に実施していくとともに、食肉の生食や加熱不足に起因する食中毒の未然防止を図るため、鶏肉を提供する施設を中心に、生又は加熱不足の食肉を提供するリスクについてリーフレット等を活用し、効果的な啓発をしていく。</p> <p>・市民の食品の安全性に関する正しい知識を普及するため、出前講座の開催などによる食中毒予防や食品の適正表示等の情報提供や、消費者教室の開催などにより食品の安全性について学習できる機会を提供していくほか、広報紙などを通じて食品事業者の取組について市民の理解を深める機会を増やしていく。</p>

令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	⑤ 生活衛生環境の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心な未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	快適で衛生的な生活環境の中で、市民が安全で安心して生活しています。
------	-----------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移						評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない		
産出指標	生活衛生関係施設の監視率(%)	100	100	100	100	100	A	② 市民満足度の推移 調査結果 (緑線) 38.6, 33.1 基準値+5pt (赤線) 38.6 基準値-5pt (青線) 33.1						C	
	単年度目標値	100						基準値(H28)	100	実績値	100	単年度の達成度	100.0%		
	目標値(R4)	100					H30	6.5%	26.6%	33.1%	16.2%	7.2%	37.0%		
	犬猫の正しい飼い方教室等の実施回数(回)	30	35	35	40	40	A	H31							
	単年度目標値	30						H32							
	基準値(H28)	29	実績値	36				H33							
目標値(R4)	40以上	単年度の達成度	120.0%				H34								
成果指標	市民の密集度が高い理美容所等の生活衛生関係施設の衛生基準適合率(%)	100	100	100	100	100.0	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B	
	単年度目標値	100						中核市水準比較							
	基準値(H28)	100	実績値	100				中核市平均							
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	100.0%				本市実績	24						
	犬猫の殺処分頭数(頭)	120	115	110	105	100以下	A	本市順位	位/54市中						
	単年度目標値	120						指標							
基準値(H29)	142	実績値	24				評価の組合せ								
目標値(R4)	100以下	単年度の達成度	500.0%				指標								

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	実績値 / 目標値 × 100 (%)
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	目標値 / 実績値 × 100 (%)

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的にレジオネラ等感染症が散発しており、公衆浴場等生活衛生関係施設に対する自主的な衛生管理の指導の徹底が求められている。</li> <li>国際化の進展に伴い、本市においてもデング熱など蚊媒介感染症の発生が危惧されており、蚊等の衛生害虫の自主的な駆除や蚊の発生予防が求められている。</li> <li>近年狂犬病清浄地域であった近隣国において、犬と野生動物が狂犬病に感染する事例が発生している。一方、国内では飼育犬の狂犬病予防注射の接種率が低下している現状がある。我が国は清浄地域であるが、国際化の進展に伴い、狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されている。</li> <li>愛玩動物が家族の一員として位置づけられ、市民の動物愛護に対する関心が高まっている。また、大規模災害発生時にペットが自宅にとり残される、飼い主とはぐれ放浪する、避難所でのペットとの共同生活時のマナーなど問題となる事例が発生しており、災害時における飼い主の適正な行動が求められている。</li> </ul>	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の維持向上のため、計画的に監視指導を実施したことにより、監視率は目標値を達成した。</li> <li>広報紙や犬・猫の飼い方教室等により適正飼養や終生飼養の啓発活動等に取り組んだことにより、犬・猫の殺処分頭数は、目標値を大幅に超えて達成することができた。</li> </ul>	概ね順調

### 3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何を)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	198	H8		①【監視・指導の定期的実施】 ・生活衛生関係施設の監視・指導を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の改善が図られた。 ②【衛生的な生活環境の確保の推進】 ・市民の快適で衛生的な生活環境を確保するため、引き続き、生活衛生関係施設の監視・指導を定期的に実施する。
2	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	331	H8		①【衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】 ・市民等へホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。 ②【所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】 ・衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症対応のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、対応を促す。
3	飼えなくなった犬猫などの引き取り		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	8,590	H11		①【適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】 ・犬猫の飼い主への適正飼養、終生飼養の普及啓発により、前年度より引き取り数の削減が図られた。 ②【飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。
4	狂犬病予防対策		狂犬病予防措置の推進	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,457	H8		①【予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】 ・飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病予防措置の推進が図られた。 ・予防注射頭数は減少しており、予防注射の実施率の向上が課題となっている。 ②【狂犬病予防接種率の向上の推進】 ・狂犬病予防措置の推進のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の徘徊犬の捕獲を実施する。
5	動物愛護推進事業		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,174	H15		①【動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】 ・市民へ各種講習会等を計画的に実施することにより、動物愛護思想の普及啓発が図られるとともに、関係機関等との譲渡会の開催や市内の協力動物病院と連携して生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組により、譲渡の促進が図られた。 ・大規模災害発生時に、飼い主が自らの責任の下、適切にペットと同行避難し、飼養し続けられるよう、人とペットの災害対策の充実が課題となっている。 ②【関係者と連携した動物愛護の推進】 ・動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を開催するとともに、新たに市主催の総合防災訓練に参加するなど、関係機関と連携し定期的な譲渡会開催や協力動物病院と連携し生まれてまもない子猫の生存機会を拡大する。

### 4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないものの、一部の施設の自主検査等において浴槽水や冷却塔水からレジオネラ属菌が検出される事例があることから、レジオネラ症の発生に繋がらないよう、施設の衛生水準の維持向上が必要である。</p> <p>・市民等からの衛生害虫に関する相談件数は減少しているものの、衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症の未然防止のため、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除、発生防止の推進が必要である。</p> <p>・国内においては狂犬病は発生していないものの、国際化の進展に伴い狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されていることから、犬に対する狂犬病予防注射の実施率向上が必要である。</p> <p>・飼い主からの飼えなくなった犬猫の引き取り数や殺処分頭数は減少しているものの、依然として引き取り依頼があることから、動物の適正飼養や終生飼養の普及啓発を推進する必要がある。また、大規模災害の発生に備え、ペットの飼い主に対する防災対策に関する知識の普及が必要である。</p>	<p>・公衆浴場、旅館、特定建築物など、生活衛生関係施設の監視指導を行うとともに、浴槽水や冷却塔水の検査を計画的に行い、レジオネラ症等感染症防止対策を推進する。</p> <p>・市民へ蚊の防除を啓発してデング熱等の感染を防止するとともに、蚊媒感染症発生時の迅速な対応が可能となるよう関係課と連携を図る。また、土地、建物の所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除等の啓発により、衛生害虫による事故の未然防止を図る。</p> <p>・狂犬病の国内侵入のリスク等についてリーフレットを配布する等の啓発を行うとともに、狂犬病予防集合注射の実施や動物病院における個別注射の促進、未実施者への督促ハガキの送付・電話勧奨などにより、狂犬病予防注射の実施率向上を図る。</p> <p>・犬猫の適正飼養や終生飼養の普及啓発により、遺棄防止等、動物愛護思想の高揚を図るとともに、定期的に関係機関と連携して譲渡会を開催するほか、従来処分されていた離乳前の子猫については、引き続き動物病院と連携することで、飼養・譲渡に努め犬猫の生存機会の拡大を図る。また、防災訓練への参加などを通じ、ペットの防災対策にも取り組んでいく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 協働によるまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	129ページ
-------	------------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11	市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民・地域活動団体・NPO・事業者・大学・行政が、役割を分担して、協働のまちづくりに取り組む環境が整っています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価					
	達成度	実績値	目標値	実績値	目標値	達成度	実績値		目標値	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない						
産出指標	まちづくり活動応援事業登録者数(累計)	単年度目標値	250	3,000	5,000	10,000	17,000	B	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値(H29)	6.6%	27.4%	34.0%	15.5%	6.0%	38.8%	B			
	基準値(H28)	-	実績値	193						(%)	調査結果	基準値+5pt	H30	3.4%	26.8%	30.2%	15.0%		4.1%	43.5%	
	目標値(R4)	17,000人	単年度の達成度	77.2%							● 基準値-5pt		R1								
			単年度目標値										R2								
成果指標	まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数	単年度目標値	625	633	641	649	657	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B					
	基準値(H28)	606	実績値	602																	
	目標値(R4)	657	単年度の達成度	96.3%																	
			単年度目標値																		
	基準値(H29)		実績値						【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ				
	目標値(H34)		単年度の達成度							市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数/市民1千人	中核市平均	0.57%									
										本市実績	0.63%						指標	評価			
										本市順位	15位/54市中										
※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について																					
★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	実績値	目標値	× 100 (%)														産出指標	B			
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	目標値	実績値	× 100 (%)														成果指標	B			
※ 評価の考え方																					
① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]				C: 達成度70%未満 [15点]				産出指標	B									
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]		B: 前年度同水準(+5pt未満) [20点]				C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]				成果指標	B									
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]				C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]				市民満足	B									
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]				やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]				構成事業	B									

施策の評価・分析		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<p>【国の動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化にあたっては、全ての人が能力を発揮できるよう、「地域の絆」を活かした共助の活動の展開が重要であると捉えており、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな「つながり」が構築され、全員で作り上げていく共助社会の実現を目指している。</li> <li>また、社会的課題の解決を図ることを目的に組織される認定NPO法人数は、今後も増加が見込まれることから、今後は認定NPO法人の専門分野での熟練したスキルや経験から培われたノウハウを活かし、新たな価値創造や事業の高度化、困難な課題の解決に向けての取組が期待されている。</li> </ul>	80点	
施策指標	<p>まちづくり活動応援事業については、試行運用期間であるが、活動者や実施団体が分かりやすく活用しやすい事業の確立を図るため、試行運用を通して、市民や地域団体、NPO、企業からの意見聴取を実施するほか、まちづくり活動応援事業への参加登録を推進するため、事業説明会のほか、各種媒体(HP、広報紙)やSNSを活用した周知・啓発を実施する。</p> <p>まちづくりセンターにおいて、まちづくりに関する相談、ボランティア等への参加者の人材育成支援、団体間のネットワークの構築などに取り組むほか、SNSを活用したまちづくりに関する情報発信に取り組んだ結果、まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数については、前年度と同水準で推移している。</p>		
	市民満足度	<p>市民協働のまちづくりの推進にあたっては、人口減少、少子・超高齢化に伴うコミュニティの希薄化やまちづくり活動の担い手不足など、取り巻く環境は厳しい状況であるが、市民活動団体が持続的に活動し、将来的に自立できるよう、市民活動助成事業助成金を活用した活動支援のほか、まちづくりセンターを中心とした相談対応や活動団体の財政基盤の強化、団体間のネットワーク、活動団体の情報発信等に取り組んだことにより、市民満足度は前年度と同水準で推移している。</p>	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	まちづくり活動応援事業	好循環P戦略事業	市民がまちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、まちづくり活動への参加者の増加や活発化	18歳以上の市民、企業、実施団体、地域団体、NPO等	事業の構築	計画どおり	13,122	H30		<p>①【まちづくり活動応援事業の制度設計と試行運用の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動への参加者の増加や活発化を図るため、まちづくり活動応援事業の制度設計とスマートフォンアプリケーション等を活用した事業の試行運用を実施</li> </ul> <p>②【市民、活動団体、企業等が参加しやすい事業の確立・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが分かりやすく参加しやすい事業となるよう、試行運用を通して、市民、地域団体、NPO、企業からの意見聴取等を実施し、事業の確立を図るとともに、積極的に参加登録してもらうため、各種媒体(HP、広報紙)やSNSを活用した周知啓発のほか、事業説明会による直接の働きかけを実施する。</li> </ul>
2	市民活動助成事業助成金		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画どおり	1,652	H15		<p>【市民活動団体の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体に対して事業の周知啓発を実施した結果、平成30年度については、12団体のまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、市民活動団体の活性化・自立化の促進を図ることができた。</li> <li>・人口減少社会の進行により、まちづくり活動の担い手不足が懸念されることから、市民活動団体が助成事業を利用できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の担い手を育成・確保することが必要である。</li> </ul> <p>【継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体が持続的に活動し、将来的に自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、利用団体の増加に努め、市民活動団体への財政支援を実施していく。</li> </ul>
3	まちづくりセンターの運営		まちづくり活動の活性化	市民、地域活動団体、非営利活動団体、企業、大	まちづくり活動の支援	計画どおり	27,361	H23	先駆的	<p>①【市民協働の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくり活動の活性化を図るため、まちづくりに関する相談、ボランティア等への参加者の人材育成支援に取り組んだ結果、施設利用者を対象に実施しているアンケートにおいては、利用者満足度が高い水準で推移した。</li> <li>・また、まちづくりに関する情報発信(HP、媒体紙等)に取り組んだ結果、ブログアクセス件数の増加など、一定の成果を上げている。</li> <li>・拠点施設として、まちづくり活動団体の運営に必要な支援や団体間の連携促進に取り組み、さらなる地域活力の維持・向上を図ることが必要である。</li> </ul> <p>②【まちづくり活動団体の活性化・担い手の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、まちづくりセンターを核とした活動団体の財政基盤の強化や団体間のネットワーク作りに取り組むとともに、まちづくり活動応援事業を活用し、NPOや企業等のまちづくりへの参加者を増やしていく。</li> <li>・CSR認証企業など、社会貢献活動に意欲の高い企業のまちづくり参画を更に促進するため、ボランティア活動情報等の提供を積極的に行っていく。</li> </ul>
4	市民憲章推進協議会補助金		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画どおり	7,071	S55		<p>①【市民憲章の啓発と市民協働によるイベントの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章の普及啓発に取り組むとともに、フェスタmy宇都宮2018、歩け歩け大会では、多くの参加者を集客することができた。</li> <li>・市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努める必要がある。</li> </ul> <p>②【市民憲章の意識醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、周知啓発やイベントを通して、郷土愛とコミュニティ意識の醸成を図る。</li> </ul>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・人口減少、少子・超高齢化の進行に伴うまちづくり活動の参加者や担い手の不足により、地域社会の活力低下が懸念されている。地域の活性化の実現に向けて、多くの市民が適切な役割分担のもと、自発的にまちづくりに参加するなど、活動の担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>また、地域社会の活力維持・向上に向けて、NPOや事業者等のノウハウを活かしながら、協働によるまちづくりを進めることが必要である。</p>	<p>・「第3次市民協働推進計画」に基づき、市民協働の周知啓発による自発的な協働意識の向上と、まちづくり活動への参加の機会と環境の充実を図り、様々なまちづくり主体の連携・協力の推進及び活動団体の組織力向上に寄与する仕組みや体制づくりを効率・効果的に行い、協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>・まちづくり活動応援事業が誰もが分かりやすく参加しやすい事業となるよう、試行運用を通して、市民、地域団体、NPO、企業からの意見聴取等を実施し、事業の確立を図る。また、各種媒体(HP、広報紙)やSNSを活用した周知啓発のほか、事業説明会による直接の働きかけを実施するなど、市民、地域団体、NPO、企業に積極的に参加登録してもらい、まちづくり活動への参加者の増加や担い手の育成・確保を図っていく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 地域主体のまちづくりの促進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	128ページ
-------	------------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11	市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組む環境が整っています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	自治会加入世帯数	単年度 目標値	148,500	148,620	148,740	148,860			149,000	B		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	6.8%	30.0%	36.8%	
基準値 (H29)		148,389世帯	実績値	148,476				H30	4.3%	28.0%			32.4%	17.6%	6.0%	37.0%		
目標値 (R4)		149,000世帯	単年度の 達成度	99.98%				R1										
			単年度の 目標値					R2										
成果指標	地域まちづくり計画推進地区 数	単年度 目標値	29	31	33	36	39	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	中核市水準比較 自治会加入率(%)	中核市平均	70.2					評価の 組合せ 指標 評価	
	基準値 (H29)	26地区	実績値	28							本市実績	67.2						
	目標値 (R4)	39地区	単年度の 達成度	96.6%							本市順位	32位/54市中						
			単年度の 目標値															

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	B
② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析		総合評価
<b>施策を取り巻く環境等</b> ・人口急減や超高齢化という課題に対応していくため、国は共助社会づくりを推進しており、本市においても人口構造等の変化と超高齢化に伴うまちづくり活動の担い手不足などの地域課題の深刻化や市民ニーズの複雑・多様化、行政だけでは担うことができない公共サービスの拡大に対応するため、まちづくり活動の人材の確保が急務となっている。また、事業者の地域貢献活動や大学などの高等教育機関による地域課題に目を向けた活動も始まりつつあることから、これらの多様な主体との連携も重要視されている。	<b>市民満足度</b> 自治会や、市内39地区に設立されている地域まちづくり組織等が行う、環境美化活動(ごみステーションの維持管理、ごみ分別講習会など)や、地域防犯活動(防犯灯の管理、環境点検活動)などの安全・安心で住みよい地域づくりや、地域の特色あるまちづくりなどに対する支援に取り組んだことにより、前年度と同水準で推移しているものと考えられる。	<b>80点</b>  <b>概ね順調</b>
<b>施策指標</b> ・(自治会加入世帯数)地域の連帯や相互扶助意識の希薄化などの社会背景がある中、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、宅建協会との連携による集合住宅世帯への加入の働きかけ強化や、地元プロスポーツチームとの連携による自治会の魅力創出などの加入促進策を実施した結果、自治会加入世帯数は、87世帯増加し、概ね目標を達成した。 ・(地域まちづくり計画)地域自らが目指すべき姿を描く地域まちづくり計画(地域ビジョン)の策定に向け、策定済み地区の取り組み事例の紹介や地域行政機関による継続した支援を行ってきており、計画の推進地区数(策定済・策定中・策定検討中の地区の総数)は2地区増加した。(策定済の地区数としては3地区増加)		

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	協働の地域づくり補助金	戦略事業	・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	69,488	H15	<p>①【特色ある地域づくり活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体のまちづくりを、より計画的・効果的に推進するため、39地区の地域まちづくり組織に対して「地域づくり・環境・防犯」などの活動への補助に加え、「地域まちづくり計画策定」などについても助成したことにより、各地区における活動の活性化や、市民協働の推進を図ることができた。</li> <li>・地域の力を結集し、自立的なまちづくりの実現を図るため、地域まちづくり組織の企画力や調整力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域まちづくりに係る多様な主体との連携を促進する必要がある。</li> </ul> <p>②【地域主体のまちづくりへの継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介など、地域まちづくり組織への支援を行っていく。</li> </ul>	
2	宇都宮市自治会連合会補助金	戦略事業	・自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の活動への支援 ・自治会加入促進	計画どおり	58,855	S54	<p>①【自治会活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となったまちづくりを推進するため、宇都宮市自治会連合会に対して、「宇都宮市自治会連合会運営費」、「地区連合自治会活動促進費」、「地区連合自治会長活動促進費」、「自治会長活動促進費」を助成したことにより、自治会の総合的な支援を担う同会の安定的な運営を支援し、自治会の活性化を図ることができた。</li> <li>・住民に最も身近なコミュニティである「自治会」の重要性や必要性を、幅広い世代、特に若者世代に周知していくため、自治会の見える化を図るとともに、自治会加入世帯数を増加させる必要がある。</li> </ul> <p>②【自治会活性化への継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体のまちづくりに向けて、宇都宮市自治会連合会への支援を継続するとともに、引き続き自治会の活性化を促進していく。</li> </ul>	
3	地域集会所等建設推進事業補助金	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画どおり	30,562	S53	<p>①【自治会活動拠点の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となったまちづくりを推進するため、宇都宮市自治会連合会と連携し、補助制度の周知を行った結果、例年より多い5件の集会所新築や、16件の大規模修繕工事などに対する補助を実施し、自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進を図ることができた。</li> <li>・各地区における自治会集会所の整備状況を踏まえながら、自治会の実状に合った支援策を検討していく必要がある。</li> </ul> <p>②【自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助制度が有効に活用されるよう、引き続き周知啓発に努めていくとともに、空き家再生支援事業補助金等、他の補助制度とも連携を図りながら、活動拠点の確保を支援していく。</li> </ul>	
4	自治会の活性化支援	戦略事業	・自治会活性化の促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画どおり	82	H18	<p>①【自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、優良な活動を行う13自治会を表彰し、受賞自治会の意識高揚を図ると共に、活動内容をまとめた事例集を全自治会に配布し、効果的な事例を共有化することにより、自治会の活性化を促進した。</li> <li>・超高齢社会が進行し、人口減少時代に突入する中であっても、安全で安心して生活できる地域社会を形成する「自治会」の活性化を、引き続き促進していく必要がある。</li> </ul> <p>②【自治会活性化に向けた情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き、活動の活性化につながる優良な活動事例等を発信するなど、全市的な広がり推進していく。</li> </ul>	
5	地域まちづくり計画の策定支援	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	10	H18	<p>①【地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市地域まちづくり推進協議会等を対象に、計画策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るため研修会を開催し、意識啓発を行うことで、新規着手地区が1地区増加した。</li> <li>・複雑多様化する地域課題やニーズにも対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するためには、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進し、多くの地域住民とともに、目指すべきまちづくりの姿の共有化を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>②【計画未策定地区への策定着手支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、研修会を開催するなど、策定着手に向けた支援を行っていく。</li> </ul>	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域主体のまちづくりを推進していく中で、地域の最も基礎的で中核的な組織である「自治会」の重要性や必要性を幅広い世代、特に若者世代に周知していくため、自治会の見える化を図る必要がある。また、超高齢社会や人口減少時代の突入にあたり、安全で安心して生活できる地域社会を形成するため、「自治会」への加入や活動への参加促進、自治会からの脱会防止に引き続き取り組み、顔の見える関係づくりを構築する必要がある。</p> <p>・複雑多様化する地域課題やニーズへの対応や、地域特性を活かしたまちづくりを行うため、地域総意による地域まちづくり計画の策定を促進し、多くの地域住民の参加と目指すべきまちづくりの姿の共有化を図る必要がある。</p> <p>・地域の力を結集し、自立的なまちづくりの実現を図るため、地域まちづくり組織の企画力や調整力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域まちづくりに係る多様な構成団体との連携を支援する必要がある。</p>	<p>・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き様々な機会を捉えて、自治会の意義や活動やエリアなど、自治会の見える化を図るとともに、特に若者世代に対しては、インターネット等のICTの活用などにより、自治会の重要性・必要性を発信していく。また、加入促進にあたっては、自治会長を対象とした研修会の開催や、自治会活動の活性化につながる効果的な事例の共有化など、地域の実情に合った自治会加入促進や脱会防止に向けた支援に取り組んでいく。</p> <p>・地域まちづくり計画策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るため、未策定地区に対して、研修会や地域学講座等の開催を働きかけるなど、策定着手に向けた支援を行っていく。また、計画策定済の地区に対しては、計画の進行管理や見直しに向けた支援を行っていく。</p> <p>・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、他団体との連携の促進などにより、引き続き地域主体のまちづくりを支援していく。</p>

令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 市民の市政への参画促進
-----	---------------

施策主管課	広報広聴課	総合計画 記載頁	129ページ
-------	-------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11	市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民と行政の間で情報が共有され、市民の意見が市の政策によりの確に反映されています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	まちづくり懇談会等における参加者数(累計)(人)	単年度目標値	4,250人	8,500人	12,750人	17,000人	21,250人		B		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	4.4%	25.2%	29.6%	16.7%	6.4%
基準値(H29)		—	実績値	3,871人				H30	2.9%			21.5%	24.4%	14.0%	6.8%	46.9%		
目標値(R4)		21,250人	単年度の達成度	91.1%				R1										
単年度目標値								R2										
成果指標	まちづくり懇談会における意見の反映割合(累計)	単年度目標値	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	基準値(H28)	54.6%	実績値	67.7%														
	目標値(R4)	60%	単年度の達成度	120.9%														
	単年度目標値																	
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)					H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ						
	指標	中核市平均																
		本市実績																
		本市順位																
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]					B: 達成度70%以上100%未満 [20点]					C: 達成度70%未満 [15点]					産出 指標	B
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]					B: 基準値同水準(±5pt未満) [20点]					C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]					成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]					B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]					C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]					市民 満足	C
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]					概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]					やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価がある場合を除く) [75点未満]					構成 事業	B

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	・少子高齢化や高度情報化といった社会情勢の変化に伴い、市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化していることから、よりきめ細かなニーズの把握が必要となっている。 ・ICTの進展により、個人の情報収集手段や通信手段が多様化しており、また、世代によっても情報収集手段や通信手段が異なることから、対象者に応じた効果的な情報の発信が求められている。	80点
施策指標	・まちづくり懇談会については、パワーポイントを用いた映像等の活用によるわかりやすい情報提供に努めており、参加者からは「市政について理解が深まった」「地域の課題を市と共有することができた」等のお声をいただくなど、市政への理解を深めることができた。また、まちづくり懇談会で出された意見に対しては、その後の対応についても定期的に進捗管理を行っており、市政への反映割合も増加した。  市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、軽食をとりながら気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施する。	計画どおり	348	H11		<p>①【まちづくり懇談会・懇談会内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会での提案・意見は、事業化につながるなど市政に反映されたものもある。また、市長挨拶や地域からの意見にわかりやすく説明するため、パワーポイント等の映像を活用したことにより、参加者の満足度・理解度も高く、市民の市政への理解や参画を促進する事業として効果的であった。</li> </ul> <p>②【参加者の理解促進と地域と一体となった懇談会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、市政をわかりやすく説明するためパワーポイント等による映像を活用し、参加者の理解促進に努めるとともに、地域の取組や課題を市と共有しながら懇談会を実施していく。</li> </ul> <p>③【市長とトーク・市民が気軽に参加しやすい懇談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる世代の市民が参加しやすい事業とするため、これまで行っていた参加区分(高校生や大学生、一般など)を特定した募集方法を見直した。また、これまで昼食を食べながらの実施であったが、懇談の時間を多く確保できるよう、開催時間を見直した。</li> </ul> <p>④【継続的な懇談の場の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、市民と市長が市政について気軽に懇談できるよう努めていく。</li> </ul>
2	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取する。	計画どおり	17	H14		<p>①【迅速な対応・回答の実施、意見の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主役のまちづくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。</li> </ul> <p>②【迅速な対応・回答等の継続的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に回答するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。</li> </ul>
3	市政世論調査事業		市民の市政への参画の促進	市民	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画どおり	2,963	S43		<p>①【調査方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用し回収率50%以上を維持している。また、公職選挙法の改正で有権者の年齢が18歳に引き下げられたことを受け、若者の市政参画を促進するため、調査対象者年齢の下限を20歳から18歳に引き下げた。</li> </ul> <p>②【回収率の向上に向けた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、世論調査の精度を高めるため郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</li> </ul>
4	広報紙等の発行事業		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	96,275	S25		<p>①【全市民に対する市政情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙は新聞折込による市内各世帯への配布とともに、新聞未購読世帯には郵送しているほか、ホームページ上の公開に加え、民間の媒体を活用しているところであり、市政情報提供の充実に努めている。</li> </ul> <p>②【行政サービス情報の充実と広報紙等に誘導する仕組みの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙は市民の8割が市政情報入手する重要な媒体であることから、魅力ある広報紙であることを認知してもらうとともに、読者ファーストの紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービス情報を充実させる。また、各種広報媒体を活用し、広報紙及びホームページへの閲覧を誘導する仕組みを強化するとともに、閲覧率の低い世代向けの広報を重点化する。</li> </ul>
5	ホームページによる広報事業		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページが見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	9,839	H9		<p>①【使いやすくイメージアップが図れるホームページの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」の考え方にに基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。</li> </ul> <p>②【より効果的な情報提供の検討と多様なニーズに対応した内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的に市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国言語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実に努めていく。</li> </ul>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・まちづくり懇談会については、参加者の年齢の偏りがある地区や参加者数が少ない地区があり、また、「宮だより」や「世論調査」については意見数及び回答者数がほぼ横ばいであることから、市民の市政への関心や理解をより深め、誰もが気軽に市政に参画しやすい環境づくりが必要である。市民の意見をより多く聴取することができるよう、増加・複雑化する市政情報をわかりやすくかつ効果的に発信するなど、広報広聴事業の更なる充実に努める必要がある。</p>	<p>・「宮だより」や「まちづくり懇談会」等の広聴事業については、市民の意見が市政に反映される機会として効果的であることから、特に、まちづくり懇談会においては、若い年代の方への参加を呼びかけるなど、広聴事業の内容充実にも努めるとともに、意見反映状況を市民に周知することにより市政への参画意識を高める。また、効果的な情報発信については、情報の特性に応じて、紙や情報通信機器など、様々な情報媒体を活用して市民に発信するとともに、市政情報が市民に広く正確に行き届き、市政に関する理解や関心が一層深まるよう、市ホームページ、広報紙、テレビ、ラジオなどの情報媒体を効果的かつ積極的に活用しながら、市民が市政情報を取得しやすく、市政に参画しやすい環境づくりに取り組む。また、ICTの進展を見据え、AI(人口知能)等を活用した広報広聴事業のあり方について他市や民間の事例を調査研究し、本市が必要とする活用方法について検討する。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131ページ
-------	---------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12	相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	全ての市民が、平和の尊さを理解し、互いに個人として尊重し合い、その人権が擁護されています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない					
産出指標	DV啓発講座の累計受講者数(人)	単年度 目標値	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750	A	<b>施策の満足度(%)</b> (「満足」と「やや満足」の合計) (%) 調査結果 (●) 基準値+5pt (---) 基準値 (H29) (●) 基準値-5pt (---)							C		
	現状値(H28)	6,153	実績値	2,180					H30	4.8%	22.5%	27.3%	16.9%	4.6%	43.7%			
	目標値(R4)	6,750	単年度の達成度	161.4%					R1									
	基準値(H29)		実績値						R2									
成果指標	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(%)	単年度 目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B		
	現状値(H28)	47.8	実績値	47.4														
	目標値(R4)	70.0	単年度の達成度	94.8%					R3									
	基準値(H29)		実績値						R4									
								【参考指標】 中核市水準比較 中核市平均 本市実績 本市順位							評価の 組合せ			

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(+5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	・これまでに、国において、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やいじめの防止、また、配偶者からの暴力の防止等に関する法律が制定されるなど、各人権課題ごとの法整備が進んだところであるが、依然として、虐待やいじめ、DVなど、生命や身体の安全に関わる重大な事件が後を絶たず、また、LGBT(性的マイノリティ)への理解といった新たな人権問題が顕在化するともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきている。 ・特に、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVについては、子どもに対する暴力と密接な関係があることが指摘されており、児童虐待防止部門との密接な連携の必要性が高まっている。	80点
施策指標	・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、講座の必要性等のPRを行い、DV・デートDV防止啓発講座の回数を増やして実施したことで、受講者数の増加につながった。 ・DV被害者の早期の相談・支援を行うため、広報紙やリーフレットの配布など、配偶者からの暴力相談窓口の周知・啓発に努めているが、市民の周知割合については前年度と同水準にとどまっている。	市民満足度
	・子どもや高齢者、障がい者への虐待やいじめ、DVなど多岐にわたる人権侵害に対する未然防止、相談支援等の施策に継続的に取り組むとともに、関係機関等と連携し虐待・DV防止対策に取り組んでいるところであるが、「やや満足」の割合が減り、「わからない」という割合が4割を超えている状況が依然続いていることから、人権問題を社会全体で取り組むべき問題としてとらえるため、関係機関等と連携を強化しながら、市民の身近なところでの周知啓発に取り組む必要がある。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30 予算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	人権・平和啓発活動事業		人権・平和に対する意識高揚	・市職員 ・人権擁護委員 ・市内小・中学生 ・市民 ・平和首長会議	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	618	H16		<p>①【意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】 ・職員の人権意識の向上を図るためには、人権に関する研修の継続的な受講に向け、研修機会を確保することが必要であり、国や県、人権団体が開催する研修等を周知し、積極的な参加を促した。また、市民への人権啓発をより効果的に行うため、引き続き人権週間等イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携による周知啓発、プロスポーツチームと連携した周知啓発を実施した。 ・さらに、LGBTへの理解促進を図るため、小学生向けフリーットの作成・配付や、ポスター等による啓発活動。また、市有施設の多目的トイレにおいて、「誰もが利用できるトイレ」であることを表示するなど、周知啓発に取り組んだ。</p> <p>②【研修機会の確保と効果的な周知啓発】 ・今後も、職員の人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保していくとともに、引き続き、積極的な参加を促していく。あわせて、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。さらに、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などを実施していく。</p>
2	虐待・DV対策連携会議	戦略事業	関係機関等との連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・市関係課	・関係機関等との連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	39	H26		<p>①【関係機関等との情報共有の実施】 ・関係機関における取組内容を共有することができた。</p> <p>②【未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】 ・虐待及びDVの未然防止には、地域への啓発が重要であることから虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通じて連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を通じた各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。</p>
3	DV対策推進事業	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民 ・生徒 ・教育関係者 ・DV被害者及び同家族 ・大学生	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,533	H20		<p>①【若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】 「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、下記の取組を行った。 ・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、アンケート等をもとに出前講座の必要性等のPRを行い、講座回数を増加させることができた。 ・一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同家族に対し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を図ることができた。 ・関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行うことができた。</p> <p>②【新たな防止啓発の取り組みと被害者への就労支援】 ・「第3次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、参加型のDV防止啓発講座の検討などに取り組むとともに、被害者自立のため、就労に向けた更なる支援に取り組んでいく。</p>
4	いじめゼロ運動の推進		いじめの根絶	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	いじめゼロポスターの配布、いじめ根絶集会の実施、いじめゼロポスター・コンクールの実施・表彰、受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画どおり	243	H20		<p>【「いじめゼロ運動」の推進と教職員の対応力の強化】 道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うことで、受容的・共感的人間関係を育成した。 ・学校ホームページや学校だより等において、学校におけるいじめ対策の取組や「学校いじめ防止基本方針」等を周知するとともに、保護者会や「魅力ある学校づくり地域協議会」等において、保護者等に直接説明を行うことで、より一層の理解促進を図った。 ・教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進する。</p> <p>【いじめによる重大事態の未然防止の推進】 いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教委に報告し、市教委と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。</p>
5	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付 ・宇都宮空襲体験等の語り継ぎ講演会の映像記録・保存及び配信	計画どおり	400	H12		<p>①【平和のつどいと宇都宮空襲体験等の計画通りの実施】 平和のつどいについては、当日満席となりアンケートでも好評を得た。 ・平和の語り継ぎ講演会は宇都宮市女性団体連絡協議会の協力を得て円滑に実施することができたが、平和の語り継ぎ講演会の講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少が課題である。</p> <p>②【平和のつどいの開催と次世代への継承】 ・市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要ことから今後も継続して支援していく。 ・平和のつどいについては、更に充実した事業となるよう、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等の支援を行っていく。 ・今後は記録・保存した講演会や平和に関するDVDを活用するなどしながら、空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民の人権が擁護されるためには、市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解し人権意識を身につけるとともに、人権啓発に携わる職員の資質向上を図る必要がある。また、LGBTといった新たな人権課題への理解促進を図るため、人権擁護委員との連携による継続した周知啓発が必要である。</p> <p>・本市における、子どもや高齢者、障がい者への虐待やDVの対策に一体的に取り組むため、関係機関等と情報共有を図るとともに、関係機関等との連携強化、地域への啓発が必要である。特に、配偶者からの暴力は、子どもに対する暴力との密接な関係が指摘されることから、子ども部との連携強化を図る必要がある。</p> <p>・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が必要である。また、DV被害者と同家族に対し、心身回復や早期自立を図る必要があることから、就労準備に向けた支援に取り組む必要がある。</p> <p>・いじめ根絶のためには、児童生徒を主体とした取組や、家庭や地域と連携を図り、社会全体で児童生徒を見守る取組などを着実に推進するとともに、個に応じた指導の充実を図るため、小・中学校の教職員が連携して組織力や対応力の強化を図る必要がある。また、学校におけるいじめ根絶の取組について、保護者や地域に理解を深めてもらうよう、引き続き保護者や地域への周知を図る必要がある。</p> <p>・市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、戦争体験者から直接話を聞くことが重要であるが、平和の語り継ぎ講演会の講師の高齢化に伴い、語り手が減少している中での平和啓発活動の維持が必要である。</p>	<p>・市民一人ひとりの人権意識の向上や理解促進を図るため、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていくとともに、職員の人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保し、積極的な参加を促していく。また、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座を実施していく。</p> <p>・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通じて、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を通じた各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。また、児童虐待防止部門との定期的な意見交換を行うなど、連携強化に取り組んでいく。</p> <p>・「第3次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、参加型のDV防止啓発講座に取り組むとともに、被害者自立のため、就労に向けた更なる支援に取り組んでいく。</p> <p>・いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教委に報告し、市教委と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組んでいく。</p> <p>・平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要ことから、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等を行いつつながら、つどいの開催を支援していく。また、平和の語り継ぎ講演会については、講師による語り継ぎとともに、記録・保存した講演会の映像や平和に関するDVDを活用するなど、平和意識の継承に取り組んでいく。</p>



令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 男女共同参画の推進
-----	-------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131ページ
-------	---------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12	相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	男女が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現しています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数(人)	単年度目標値	860	870	880	890	900		A		施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値 (H29)	5.0%	23.7%	28.7%	19.9%	7.8%
現状値 (H28)		856	実績値	1,069				H30	3.6%			22.0%	25.6%	16.9%	8.9%	41.8%		
目標値 (R4)		900	単年度の達成度	124.3%				R1										
基準値 (H29)			実績値					R2										
成果指標	審議会等委員に占める女性の割合(%)	単年度目標値	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	現状値 (H28)	25.9	実績値	25.5														
	目標値 (R4)	30.0	単年度の達成度	98.0%														
	基準値 (H29)		実績値															
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ									
		各種審議会等委員に占める女性の割合(%)		中核市平均	29.1													
				本市実績	25.9													
				本市順位	42位/54市中													
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A												
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B												
	③ 主要な構成事業 の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B												
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B												

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において「2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にする」との目標を掲げており、平成28年4月に、自治体や大企業に女性採用比率や女性管理職比率などの数値目標の設定、公表を義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行された。さらに、対象企業を中小企業まで拡大するなどの内容の改正案が国会で審議されている。</li> <li>また、平成30年6月に「働き方改革関連法」が成立し、非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正のほか、柔軟な働き方や女性の人材育成など、誰もが活躍しやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立への支援などに取り組む必要性が高まっている。</li> <li>総務省の平成30年労働力調査において、15歳以上のすべての女性の就業率は5割を超え、働く女性が増える一方で、子育て等により離職する女性もいることから、働きやすい職場環境づくりや女性活躍の推進が求められている。</li> </ul>	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次男女共同参画行動計画」に基づき、市民協働による幅広い年齢層への啓発講座を実施したほか、働き方やワーク・ライフ・バランス、起業等に関するセミナーなど、ニーズを踏まえた対象者別の講座を実施し、内容の充実が図れた結果、受講者数の増につながった。</li> <li>政策や方針などの意思決定の場への女性の参画を促進するため、庁内関係各課に審議会等における女性委員の割合を高める働きかけを行っているが、前年度と同水準にとどまっている。</li> </ul>	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No	事業名	好循環P 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民啓発事業	好循環P	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	・市民 ・児童生徒 ・教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画どおり	944	H19		①【市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】 ・国の動向や社会情勢を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災」に関する講座や「歴史から学ぶ男女共同参画」など市民に向けた新たな啓発講座の実施に注力したほか、情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、啓発が図られた。 ②【国の動向や社会情勢を踏まえた新たな分野での啓発】 ・今後も、国の動向や社会情勢を踏まえたうえで、他機関と協働で新たな分野の講座を実施するほか、周知の強化を行い、効果的な啓発を行う。
2	宇都宮女性団体連絡協議会補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	437	S62		①【適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成が図られた。 ②【団体の事業実施の支援】 ・実施事業は女性の地位向上に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。
3	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9		①【適切な補助金の支出】 ・市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成が図られた。 ②【団体の事業実施の支援】 ・実施事業は男女共同参画の推進に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。
4	ワーク・ライフ・バランス推進事業	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・市民 ・事業者等	・企業向けガイドブックの配布 ・事業者表彰の実施 ・コンサルタント派遣事業の実施 ・親学出前講座の実施 ・市民向け啓発事業	計画どおり	4,095	H19		①【事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】 ・平成30年度は、誰もが働きやすい職場環境づくりや女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等を支援するため、中小企業へのコンサルタント派遣を実施し、支援対象事業者5社すべてが働きやすい職場環境の実現に向けた取組を行い、事業主行動計画を策定した。 ・また、事業者表彰については、3事業者に対して表彰を実施し、受賞者の取組内容を市内事業者へ広く周知した。 ・市民に対しては、働き方やワーク・ライフ・バランス、起業等に関するセミナーを、対象者別に実施し啓発を行った。 ②【事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】 ・今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、事業者に対し、「みやシャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発事業に取り組む。 ・コンサルタント派遣事業については、リーフレットによる幅広い啓発を実施し、市内企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援を図るとともに、企業向けガイドブックについては、配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行するなど、より効果的な周知方法を検討する。 ・また、事業者表彰においては、受賞者の取組を好事例として広く市内事業者に発信するとともに、応募事業者数の増加に向けた周知の強化を図る。 ・市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、講座開催に当たり、受講者のニーズを踏まえ、内容の充実を図るとともに、周知の一層の強化に取り組んでいく。
5	就職マッチング事業	好循環P 戦略事業	女性再就職の促進と若年未就職者の就職促進及び非正規労働者の正規雇用化	正規雇用を目指す45歳未満の求職者 出産・育児等を理由に離職している女性の求職者	就職に必要なプログラム(研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング)を実施した上での就職斡旋	計画どおり	7,020	H26		①【若年・女性求職者への総合就職支援事業の実施】 若年・女性求職者の早期就職を促進するため、当事業を実施することで早期就職につながった。一方で、雇用環境が改善し、労働市場における求職者の年齢層などが変化する中、新たな支援の対象者や内容の見直しが必要となっている。 ②【女性・高齢求職者への総合就業支援事業の実施】 雇用環境が改善する中、現在の若年未就職者に対しては、市キャリアコンサルタントによる支援や国・県と連携した、よりきめ細やかな伴走型支援を行う一方、昨今の就労ニーズが高まっている女性と高齢者に事業対象者を見直すとともに、就職希望の視野を広げるため、新たに多様な業種・職種を知る合同企業説明会を設けることで早期就職を支援するほか、就職後のカウンセリングにも取り組み、定着促進を図る。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民満足度の状況を見ると、「男女共同参画の推進」について、およそ4割が「わからない」と回答していることから、市民に向けた啓発講座の実施や関係団体の研修会の実施など、男女共同参画の更なる周知啓発や、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成が必要である。</p> <p>・女性の地位向上や男女共同参画の推進のためには、市民団体の実施する活動が、幅広い年齢層の市民へ広く波及するよう、団体の継続的な育成・支援が必要である。</p> <p>・男女共同参画社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図ることが重要であることから、事業者に対しては、誰もが働きやすい職場環境づくりについての意識啓発や取組促進を図るとともに、市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍することの意義や重要性についての理解促進を図るための効果的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>・雇用環境が改善し、労働市場における求職者の年齢層などが変化する中、女性の再就職の促進と若年未就職者の就職を促進するためには、新たに支援の対象者や内容の見直しを行う必要がある。</p>	<p>・「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に基づき、社会情勢やニーズを踏まえ、新たな分野の講座を実施するほか、周知の強化を図り、効果的な啓発を行うとともに、男女共同参画意識の醸成を図っていく。</p> <p>・市民団体の事業については、女性の地位向上や男女共同参画の推進に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援を行っていく。</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業者に対しては、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を表彰し、その好事例を広く効果的な手法で発信する。また、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定のためのわかりやすいリーフレットを作成し、策定支援の充実を図り、その取組については、みやシャイン女性活躍推進協議会等と連携することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む事業者の裾野を広げていく。 ・市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、受講者のニーズを踏まえた、理解促進のための講座の充実を図るとともに、大学生を対象に、女性活躍推進に取り組んでいる企業等と連携したインターンシップ事業を実施することにより、女性の就業継続意識の醸成を図っていく。</p> <p>・雇用環境が改善する中、現在の若年未就職者に対しては、市キャリアコンサルタントによる支援や国・県と連携した、よりきめ細やかな伴走型支援を行う一方、昨今の就労ニーズが高まっている女性と高齢者に対する再就職支援を実施し、就職希望の視野を広げるため、新たに多様な業種・職種を知る合同企業説明会を設けることで早期就職を支援するほか、就職後のカウンセリングにも取り組み、定着促進を図っていく。</p>

令和元年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 多文化共生の推進
-----	------------

施策主管課	国際交流プラザ	総合計画 記載頁	131ページ
-------	---------	-------------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12	相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	日本人と外国人住民が、互いに理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H30	H31	H32	H33	H34 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	国際理解に関する講座の参加者数(人)	単年度 目標値	452	489	526	563			600	A		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (H29)	4.8%	25.2%	30.0%	
基準値 (H29)		414	実績値	620				H30	4.1%	20.8%			24.9%	16.7%	5.1%	46.4%		
目標値 (H34)		600	単年度の 達成度	137.2%				H31										
			単年度の 目標値					H32										
成果指標	多文化共生の推進が重要であると考える市民の割合(%)	単年度 目標値	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	基準値 (H29)	67.6	実績値	65.7			H33											
	目標値 (H34)	70	単年度の 達成度	96.6%							H34							
			単年度の 目標値															
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)					H30	H31	H32	H33	H34	評価の 組合せ						
		中核市平均									指標							
		本市実績								評価								
		本市順位																

※①『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(+5pt以上) [25点]	B: 前年度同水準(±5pt未満) [20点]	C: 前年度より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価がある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析			総合評価
施策を取り巻く環境等	平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正による技能実習制度の拡充や高度人材受入の拡充等により、外国人住民数は増加傾向であり、本市においても、平成30年12月末には約9,500人となり過去最高となっている。更に、平成30年12月の法改正により新たな在留資格も創設され、更なる外国人住民の増加が見込まれることから、外国人住民への生活支援の充実や地域社会における多文化共生の推進に取り組む必要がある。		80点
施策指標	これまで、外国人が多く住む市内中心部の地域と連携し、多文化共生の意識啓発や外国人住民との交流の機会創出を目的に、国際理解に関する講座に取り組んできたほか、近年の外国人住民の増加や定住化の進展を踏まえ、市内全域における開催地域の拡大を図るため、平成29年度より生涯学習センターと連携した講座開催に取り組んだことにより、「国際理解に関する講座の参加者数」が増加した。 一方、「多文化共生が重要であるとする市民の割合」は、わずかに目標に届いていないため、目標達成に向け、より多くの市民に対して、多文化共生の重要性について理解していただくための機会の創出が必要である。	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の進捗	H30概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「昨年度の成果や課題」と「今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	多文化共生の地域づくり事業	戦略事業	外国人住民と市民との相互理解と交流機会の創出	市民	国際理解講座の開催や地域イベントへの参加促進、多文化共生フォーラムの実施	計画どおり	84	H21		①【国際理解講座の開催地域の拡大】 市内全域での国際理解講座の開催を目指し、各地域コミュニティセンターや生涯学習センターにおける国際理解講座の開催を調整したところ、新規に5地区が開催し、地域拡大を図ることができた。 ②【地域における外国人・日本人住民の交流機会の創出】 引き続き、国際理解講座・多文化共生フォーラムの開催や留学生の地域行事への参加を通じ、地域における外国人・日本人住民の交流機会を創出することにより、相互理解の促進を図るほか、新たに外国人労働者を雇用する企業等に対する出前講座を実施し、多文化共生の意識啓発に取り組む。
2	やさしい日本語普及啓発事業		市民サービスの向上	職員・市民	職員向け研修の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	36	H25		①【「やさしい日本語」普及啓発の着実な実施】 市職員に対する研修や庁内啓発紙を通じ、「やさしい日本語」を普及啓発することにより、日本語が不慣れな外国人住民等に対する窓口での説明や文書作成の際に「やさしい日本語」を使うことができるよう、着実に取り組むことができた。 ②【市職員への普及啓発の継続実施及び新たな企業等への普及啓発の実施】 引き続き、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、新たに外国人労働者を雇用する企業や商店街等に対する出前講座を実施し、「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。
3	日本語講師養成事業		外国人住民の日本語習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	896	H19		①【実践的な講座の実施】 外国人住民の日本語学習環境を充実させるため、より実践的な内容の講座を通して、即戦力として活躍できるボランティア養成を図り、受講者の8割が修了した。また、修了者の活躍の場の拡大を図るため、日本語教室を実施する民間団体を紹介した。 ②【講座内容の充実】 今後は、入管法改正による外国人労働者や外国人児童生徒の増加に伴う指導内容の変化等を踏まえ、適格な指導方法で学習支援ができるよう、講座内容の充実に取り組む。
4	市民交流活動推進補助金		民間団体の国際交流活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との交流事業、外国人住民の自立化支援、国際理解・国際協力に関する事業を実施する民間団体への補助	計画どおり	88	H13		①【民間団体の着実な支援】 補助による民間団体の活動支援を着実にを行うことにより、国際交流活動を促進した。 ②【補助制度の活用促進】 今後は、新たな民間団体が補助を活用し、国際交流活動を実施できるよう、補助制度の周知に努め、円滑な支援に取り組む。
5	姉妹・文化友好都市との交流事業		国際化や市民の国際感覚の醸成	市民	姉妹都市との相互交流事業の実施	計画どおり	4,163	S62		①【青少年等の派遣・受入の着実な実施】 青少年等の派遣・受入を着実にを行うことにより、地域の国際化や多文化共生の担い手として活躍できる人材育成につながるよう取り組むことができた。 ②【相手都市や受入団体との連携・調整】 引き続き、受入団体との連携を図り、青少年等の派遣者数や期間を調整し、円滑な派遣や受入に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・施策指標である「国際理解に関する講座の参加者数」は開催地域の拡大に取り組んだことにより「順調」に推移しているが、外国人住民が増加する中で、施策に対する市民満足度については、約半数が「わからない」と回答していることから、今後さらに、より多くの市民に対し、多文化共生意識の浸透や外国人・日本人住民の相互理解の促進を図る取組を充実していく必要がある。 また、平成31年4月の改正出入国管理及び難民認定法の施行により、外国人労働者等の増加が見込まれる中、関係団体や地域・企業等と連携し、外国人住民への生活支援やコミュニケーション支援等の充実に取り組む必要がある。 ・今後のグローバル化に対応した行政窓口として外国人住民が安心して相談や手続きができるよう、窓口における多言語対応を更に推進し、行政サービスの向上を図る必要がある。</p>	<p>・誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生の社会づくりを推進するため、地域において日本人住民と外国人住民の交流を通じた相互理解への取組や多文化共生の意識啓発に取り組むとともに、新たに、外国人労働者を雇用する企業等を対象に、多文化共生の意義や「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。また、企業等への出前講座を通じて、外国人労働者等を対象に本市での生活に必要な行政制度等をわかりやすく周知するほか、関係団体と連携し生活情報等の提供の充実を図るなど、外国人住民への生活支援やコミュニケーション支援に取り組む。 ・ICTを活用し、多言語による音声通訳・翻訳アプリを取り入れたタブレットを行政窓口配置することで言葉の壁を解消し、外国人住民への行政サービスの向上を図る。</p>